vol.50-06 (通算 567 号)

2020年 9 月号

やどかり

2020 年 9 月 15 日発行 (毎月 1 回 15 日発行) 1987 年 12 月 19 日第三種郵便物認可 発行人 公益社団法人やどかりの里

代表者 増田 一世

〒 337-0043 さいたま市見沼区中川 562 TEL 048-686-0494 FAX 048-747-7030

URL https://www.yadokarinosato.org/

定価 50円 (含会費)

安心して働き続けること、 安全に暮らすことを守る

COVID-19 の感染拡大の影響

やどかりの里は、既存の制度だけではさまざまなニーズに対応できないので、自主財源づくりを続けてきた。今年度は、新型コロナウィルス感染症(COVID-19)感染拡大によって大幅な減収が余儀なくされている働く場への支援と、グループホーム移転に伴う費用の捻出が急務である。恒例の大バザーが中止となり、資金獲得のためのイベント等の開催が難しく、多くの方にご協力をお願いし、寄付を募っていくこととした。

やどかりの里には、働くことを支える事業 所が5か所あるが、COVID-19が広がり始め た2月以降、イベント等の中止が相次ぎ、販 売先を失った. 緊急事態宣言下では. すてあー ずとルポーズは店を休業し、その後、ルポー ズは客席を減らし感染防止対策を強化. 営業 時間を短縮して再開した. すてあーずもお客 さんの入場を制限し営業を始めた. 働く場5 か所の総売上を見ると、4~6月の3か月で 昨年度比約400万円減少,1年間で1,600万 円の売上減が予想される. 休業補償について は、就労継続支援 A 型事業所で雇用されてい る人は, 雇用調整助成金があるが, 活用のハー ドルは高い、また、就労継続支援B型事業を 利用している人は、労働施策の面での保障は 何もない. さいたま市は、就労継続支援 B 型 事業を利用する人への工賃支援をする市独自 の事業を設けたが、上限があり、9月までの 制度である. さいたま市在住の人が対象のため, 同じ事業所の中でも, 市外から通う人は法人の自助努力での工賃補填となる.

また、小規模作業所から事業移行した、あゆみ舎、ルポーズ、すてあーずは、作業場が狭く、メンバーの出勤時間や通所日数を減らすなどの調整をせざるを得ない。わずか半年ほどだが、さまざまな問題が生じている。メンバーの所得保障は、感染拡大以前から不十分であり、抜本的な支援策がない。各事業所では、営業努力を続けているが、自助努力には限界もあり、何らかの手立てが必要だ。

また、やどかりの里のグループホームの1か所は、入居者の身体状況が変化し、建物の構造上住み続けることが難しくなり、移転に踏み切った。もう1か所は、近年の台風・大雨により、川の氾濫が心配され、移転を決めた。グループホームには、消防法に基づく火災報知器等の設備が必要であり、これら移転に伴う法人が負担する費用は60万円ほどに及ぶ。

ひとたび感染症の蔓延や災害などが起きた時,障害のある人たちの生活基盤の脆弱さが浮かび上がる.障害者権利条約が締約国に求める「他の者との平等」の実現に向けて,行政へ実態を伝えるなどの働きかけも必要だろう.運動の輪を広げつつ,安心な暮らしにつながるような活動を進めていきたい.